

令和5年度  
包括外部監査の結果報告書

概要版

岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行  
及び経営に係る事業の管理について

岐阜市包括外部監査人  
公認会計士 山田直孝

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 選定した特定の事件（テーマ）

岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### 2 事件（テーマ）を選定した理由

岐阜市（以下「市」という。）は、「岐阜市行財政改革プラン（令和2年～6年度）」において、重点取り組み事項として、公営企業の経営健全化の推進を掲げている。

加えて、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、総務省の「連携中枢都市圏構想推進要綱」に基づき形成した岐阜連携都市圏において、圏域の住民が安心して快適に暮らすことができるよう様々な施策・連携事業に積極的に取り組んでいくための岐阜連携都市圏ビジョン（令和5年～9年度）を策定し、圏域住民の健康寿命の延伸につながる取り組み、医療需要に対応した体制の確保等、地域医療の充実に向けて取り組むこととしている。

従前より、平成27年3月に総務省が公表した「新公立病院改革ガイドライン」を受けて、市は、平成29年3月に「岐阜市民病院新改革プラン（平成28～32年度版）」（以下「新改革プラン」という。）を策定し、医療の高度化、人材確保・育成及び労働環境の改善、健全経営の維持に取り組んできたところではあるが、より一層の取り組みが必要になると思われる。

さらに、病院事業会計の総資産と医業収益はいずれも200億円超と一般会計予算規模と比しても多額で、また近年の決算では、医業損失の計上を余儀なくされる厳しい状況となっている。

このように病院事業は市にとって重要性の高い施策であり、当該事業を対象として監査を実施することは大きな意義があると判断し、「岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」をテーマとして選定した。

### 3 外部監査の対象部署

岐阜市民病院

### 4 外部監査の対象期間

令和4年度（自：令和4年4月1日至：令和5年3月31日）

## 5 外部監査の方法

### (1) 監査の主な要点

- ① 病院事業の個別業務について適切に管理が実施されているか。
- ② 医療機器等の投資については、その稼働見込や採算性を、また、委託業務については、契約方法等が適切に行われているか。
- ③ 医業収入等の調定、徴収の管理は適切に実施されているか。
- ④ 資産の管理は、適切に実施されているか。
- ⑤ 病院情報システムのセキュリティ管理が適切に実施されているか。

### (2) 主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則、規程等の確認
- ② 関連資料の閲覧
- ③ 担当者への状況聴取
- ④ 質問書の回答入手及び内容分析
- ⑤ 管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合

## 6 外部監査人を補助した者

公認会計士・税理士	矢野厚登
公認会計士・税理士	富 孝史
公認会計士・税理士	古川有樹
公認会計士・税理士	弓削幸恵
公認会計士・税理士	酒谷宜幸
公認会計士・税理士	古川典明
その他	1名

## 第2 岐阜市病院事業の概要

### 1 設置根拠及び理念・基本方針

#### (1) 設置根拠

岐阜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年岐阜市条例第32号）に基づき病院事業を岐阜市が設置したものである。

#### (2) 理念・基本方針

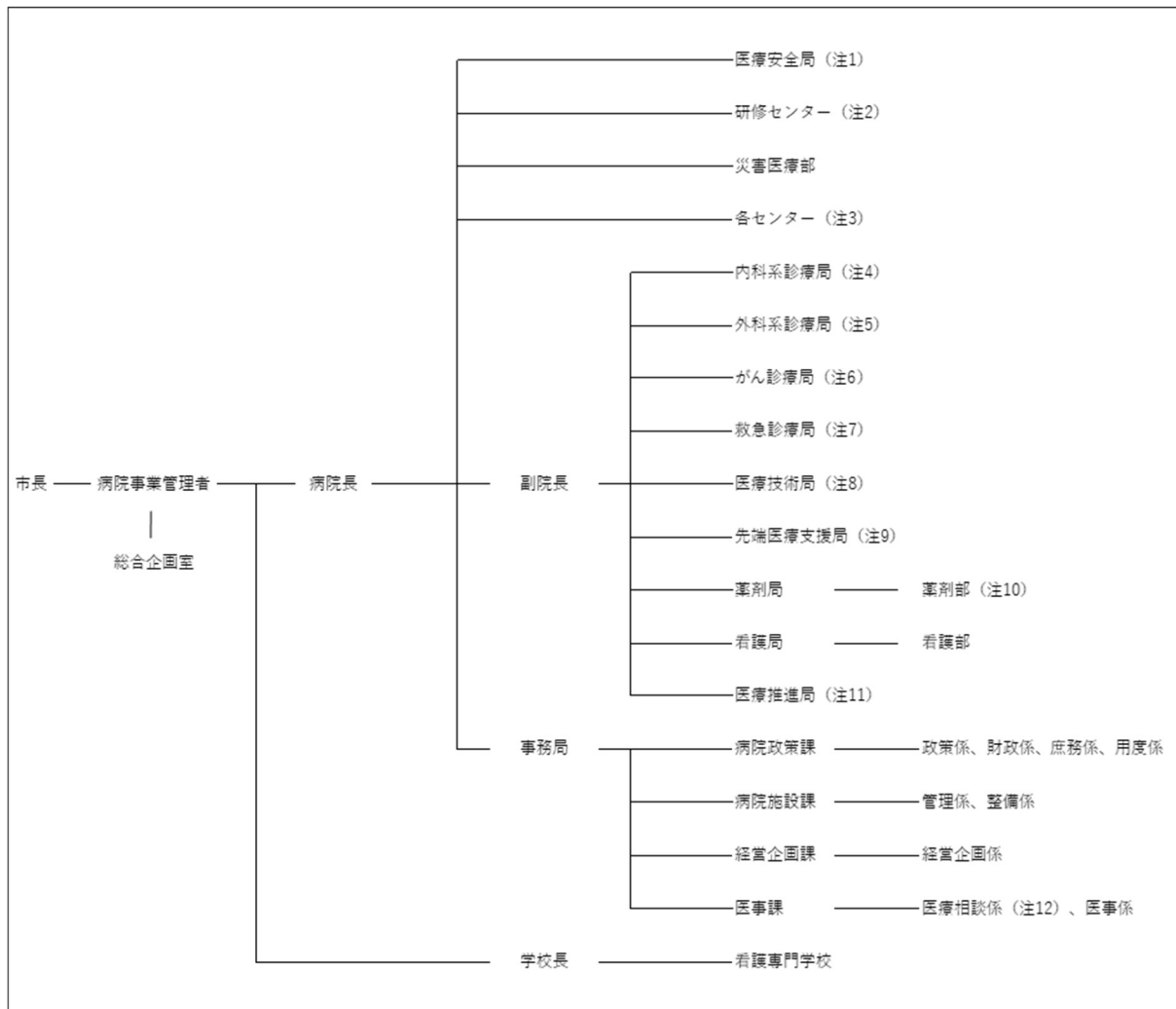
岐阜市民病院は、「心にひびく医療の実践」との理念の下、次の6つの基本方針を掲げている。

- 1 患者さんの権利を尊重し、心温まる医療を行います。
- 1 安全で信頼されるチーム医療を行います。
- 1 地域の医療機関と連携し、患者さん中心の継続した医療を行います。
- 1 地域の中核病院として、最新かつ高度な医療を提供できるよう努めます。
- 1 職員が生き生きと働くことができる環境づくりに努めます。
- 1 病院の理念を理解し、専門性を持った人材を育成します。

## 2 事業概要

### (1) 組織

#### ① 機構（令和4年4月1日時点）



出典：令和4年病院概要 p.3 を監査人が加工

(注1) 医療安全局の下に、医療安全推進部（医療安全推進室、医療機器安全管理室）、感染対策部（感染対策室）がある。

(注2) 研修センターの下に、初期臨床研修室、後期臨床研修室、医療スタッフ研修室がある。

(注3) 各センターは、循環器病センター、消化器病センター、肝・胆・膵センター、脳卒中センター、血液腫瘍センター、認知症疾患医療センター、緩和医療センター（緩和医療科部）である。

(注4) 内科系診療局の下に、総合内科部、糖尿病・内分泌内科部、総合診療・リウマチ膠原病センター（膠原病内科部）、第一内科部、腎臓内科部（腎臓病・血液浄化センター）、循

環器内科部（心不全センター、循環器画像診断部）、第二内科部、消化器内科部（消化器内視鏡部、肝臓内科部、胆膵内科部）、血液内科部、脳神経内科部、呼吸器内科部（呼吸器腫瘍内科部、呼吸器病センター、肺腫瘍センター）、小児科部（小児血液疾患センター）、放射線科部（画像診断部、放射線治療部）、精神科部（精神科デイ・ケアセンター、精神科技術室）がある。

（注5）外科系診療局の下に、外科部（消化器外科部、内視鏡外科部、肝・胆・膵外科部）、乳腺外科部、整形外科部、形成外科部、脳神経外科部、心臓血管外科部、呼吸器外科部、皮膚科部、泌尿器科部（泌尿器科内視鏡部）、産婦人科部（産婦人科内視鏡部、婦人科腫瘍部、産婦人科内視鏡治療センター）、眼科部（眼科技術室）、耳鼻いんこう科部（頭頸部外科部）、リハビリテーション科部（リハビリテーション科技術室）、歯科口腔外科部（歯科部、口腔ケアセンター、歯科技術室）、麻酔科部がある。

（注6）がん診療局の下に、がん診療統括部、がん診療支援部（がん相談・がん就労支援室（がん相談支援センター、がん就労支援センター）、院内がん登録室、がん診療人材育成室）、外来化学療法部、緩和ケアセンター、放射線治療センターがある。

（注7）救急診療局の下に、救急診療部、集中治療部がある。

（注8）医療技術局の下に、中央手術部、中央放射線部（画像検査室、放射線治療室、放射線安全管理室）、中央検査部（臨床検査科部、生理検査室、臨床検査室、中央採血室、病理診断科部、病理検査室、輸血部、輸血検査室）、健康管理センター、臨床工学室、栄養管理室がある。

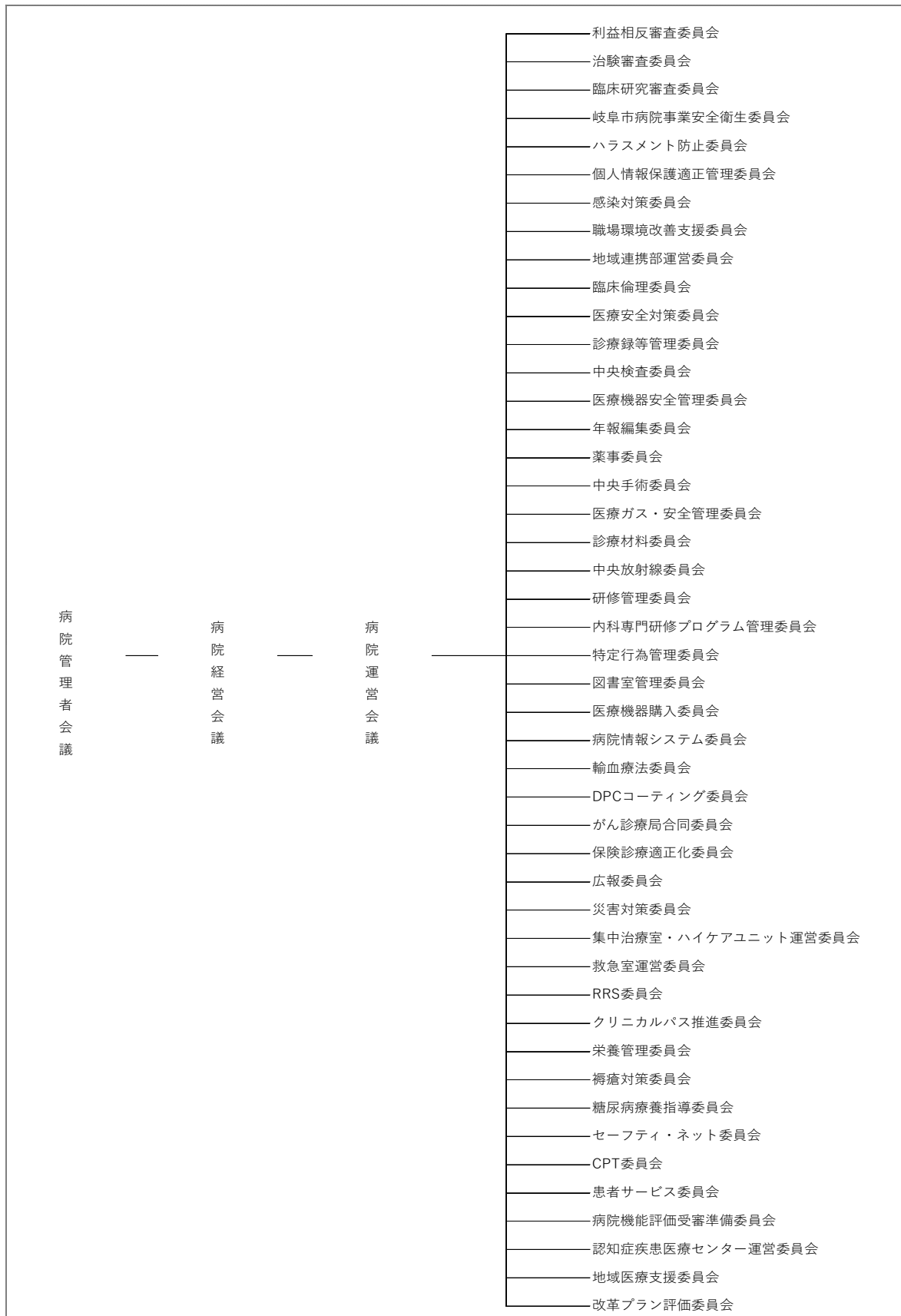
（注9）先端医療支援局の下に、病理診断研究センター、ゲノム医療センター、治験・臨床研究管理センターがある。

（注10）薬剤部の下に、薬務室、調剤室、医薬品情報管理室がある。

（注11）医療推進局の下に、医療情報部（医療情報室、医療情報係）、診療情報管理室（診療情報管理係）、医療クラーク室、地域連携部（地域連携室）、入退院支援センターがある。

（注12）医療相談係の下に、相談支援センターがある。

② 委員会（令和5年4月1日時点）



## (2) 岐阜市民病院の職員数

地方自治法第 172 条第 3 項により、常勤の職員で一般職に属するもの（以下「職員」という。）の定数については条例で定められている。

### 地方自治法第 172 条

- |       |  |
|-------|--|
| 第 1 項 | 前 11 条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。                   |
| 第 2 項 | 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。                         |
| 第 3 項 | 第 1 項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。 |
| 第 4 項 | 以下、略   |

### 岐阜市職員定数条例

#### (目的)

- |       |  |
|-------|--|
| 第 1 条 | この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 19 条及び第 31 条第 3 項、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 26 条第 2 項並びに消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 11 条第 2 項の規定に基づき、議会、市長、市長の所管に属する学校、公営企業、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関、農業委員会並びに消防機関に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 |
|-------|--|

#### (職員の定数)

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| 第 2 条   | 前条の職員の定数は、別表のとおりとする。 |
| 第 3 条以下 | 略                    |

別表によると、病院事業の職員定数は 1,130 人（令和 5 年度）となっており、病院では定数の範囲内で職員を配分することになる。なお、令和 4 年度までの職員定数は 950 人となっており、令和 4 年以前 5 年間の職種別職員数の推移は次のとおりである。



① 正職員数の最近5年間の推移

(単位：人)

	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日
医師（歯科医師含む）	129	140	147	151	150
看護師・助産師	492	563	600	593	591
医療技術員					
薬剤師	29	34	33	33	35
診療放射線技師	29	29	29	30	30
臨床検査技師	32	32	31	32	31
臨床心理士	3	3	3	3	4
精神保健福祉士	1	1	1	1	1
理学療法士	21	21	22	23	24
作業療法士	8	10	8	9	11
言語聴覚士	4	3	4	4	4
視能訓練士	2	2	2	2	2
臨床工学技士	13	14	15	15	16
歯科衛生士	2	2	2	2	2
栄養士	5	5	5	7	7
医療ソーシャルワーカー	5	8	8	9	10
事務員及び技術員					
事務・技術職員	33	33	33	33	34
診療情報管理士	8	9	11	11	12
現業員					
看護助手	7	5	4	3	3
ボイラー技師	2	1	1	0	0
その他職員					
看護専門学校専任教員	9	9	9	9	9
託児所保育士	1	2	1	1	2
合計	835	926	969	971	978

※病院提供資料を監査人が加工

※育休、退職者を含む

② 会計年度任用企業職員数の最近5年間の推移

(単位：人)

	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日
医師（研修医・嘱託医）	39	34	32	36	37
看護師・准看護師	113	110	102	97	87
看護助手	91	86	89	88	85
介護福祉士	0	0	0	0	1
保健師	0	0	1	1	2
臨床心理士	2	2	3	2	1
視能訓練士	1	1	1	0	0
歯科衛生士	2	2	2	2	2
理学療法士	1	1	1	1	0
診療放射線技師	2	4	4	4	4
臨床検査技師	12	12	12	13	12
薬剤師	3	1	1	1	1
臨床工学技士	1	1	1	1	2
栄養士	1	1	1	1	0
医療ソーシャルワーカー	1	0	2	0	0
事務員及び技術員	156	152	156	163	162
託児所保育士・調理員	11	11	12	12	13
合計	436	418	420	422	409

※病院提供資料を監査人が加工

(3) 経営状況

① 岐阜市民病院の財政状態及び経営成績の推移

ア) 貸借対照表

平成30年度～令和4年度の貸借対照表の推移は次のとおりである。

(単位:百万円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産の部					
固定資産					
有形固定資産					
土地	129	129	129	129	129
建物	22,509	23,062	23,259	23,426	23,607
減価償却累計額	△ 10,143	△ 10,776	△ 11,442	△ 12,120	△ 12,805
差引;建物簿価	12,366	12,286	11,816	11,305	10,802
構築物	70	70	70	70	70
減価償却累計額	△ 66	△ 66	△ 66	△ 66	△ 66
差引;構築物簿価	3	3	3	3	3
器械備品	9,952	10,362	10,548	10,846	10,771
減価償却累計額	△ 6,169	△ 6,678	△ 7,252	△ 7,867	△ 8,040
差引;器械備品簿価	3,783	3,683	3,296	2,978	2,730
車両	10	10	10	10	15
減価償却累計額	△ 9	△ 9	△ 9	△ 9	△ 9
差引;車両簿価	0	0	0	0	5
建設仮勘定	18	0	14	0	29
有形固定資産合計	16,302	16,104	15,261	14,418	13,701
投資その他の資産	506	514	472	441	419
長期前払消費税	506	514	472	441	419
固定資産合計	16,809	16,618	15,734	14,859	14,121
流動資産					
現金預金	4,682	4,718	4,903	5,445	5,943
未収金	2,938	3,506	3,957	3,363	3,738
貸倒引当金	△ 17	△ 18	△ 21	△ 19	△ 25
差引:未収金簿価	2,921	3,488	3,935	3,344	3,713
貯蔵品	84	108	82	108	97
流動資産合計	7,688	8,315	8,922	8,898	9,754
資産合計	24,497	24,933	24,656	23,757	23,875

(単位:百万円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
負債の部					
固定負債					
企業債	11,352	10,638	9,246	8,507	7,996
退職給付引当金	1,429	1,689	1,950	2,211	2,472
固定負債合計	12,781	12,328	11,197	10,719	10,468
流動負債					
企業債	2,034	2,152	1,999	1,385	1,273
未払金	1,642	2,157	2,105	1,938	2,057
賞与引当金	545	602	650	672	660
預り金	18	73	82	208	174
流動負債合計	4,240	4,985	4,838	4,205	4,165
繰延収益					
長期前受金	12,169	13,084	14,187	15,197	15,609
収益化累計額	△ 8,736	△ 9,375	△ 10,030	△ 10,738	△ 11,229
差引:繰延収益	3,433	3,708	4,157	4,459	4,380
負債合計	20,454	21,022	20,193	19,383	19,014
資本の部					
資本金	4,495	4,707	4,707	4,707	4,707
剰余金					
資本剰余金	7	9	10	12	14
利益剰余金					
建築改良積立金	445	445	445	445	445
未処理欠損金	△ 905	△ 1,250	△ 700	△ 791	△ 305
利益剰余金計	△ 460	△ 804	△ 255	△ 345	139
剰余金計	△ 452	△ 795	△ 244	△ 333	154
資本の部計	4,042	3,911	4,462	4,374	4,861
負債資本合計	24,497	24,933	24,656	23,757	23,875

出典:岐阜市民病院事業決算書(平成30年度~令和4年度) △はマイナス

## イ) 損益計算書

平成30年度～令和4年度の損益計算書の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医業収益	17,121	18,169	18,769	20,152	20,517
入院収益	11,416	11,899	12,272	13,123	13,169
外来収益	5,318	5,891	6,179	6,689	7,041
その他の医業収益	386	379	318	340	307
医業費用	19,000	19,534	20,761	21,414	21,492
給与費	9,286	9,460	9,711	10,113	10,028
材料費	5,109	5,516	5,965	6,552	6,615
経費	2,940	2,924	3,479	3,149	3,414
減価償却費	1,549	1,526	1,529	1,519	1,333
資産減耗損	22	25	19	18	28
研究研修費	94	84	59	63	74
医業損益	△ 1,878	△ 1,366	△ 1,992	△ 1,262	△ 975
医業外収益	2,021	2,208	3,629	2,626	2,586
受取利息及び配当金	1	0	0	0	0
補助金	36	40	1,369	478	521
負担交付金	831	1,051	1,052	1,012	986
長期前受金戻入	844	829	831	835	750
その他医業外収益	308	288	376	300	330
看護師養成所収益	124	153	128	123	138
入学検定料、入学料及び事業料	12	13	12	12	13
負担金交付金	111	140	115	111	125
その他看護師養成所収益	0	0	2	1	0
託児所収益	42	47	44	42	57
託児料	6	7	6	6	6
補助金	2	3	3	3	2
負担金交付金	33	37	36	33	49
その他託児所収益	0	0	0	0	0
医業外費用	873	977	1,088	1,116	1,128
支払利息及び企業債取扱諸費	160	137	116	95	78
長期前払消費税勘定償却	107	109	110	97	83
雑損失	606	731	861	924	967
看護師養成所費用	123	152	127	122	136
給与費	94	118	106	99	109
経費	28	34	21	23	27
託児所費用	42	47	44	43	57
給与費	37	44	41	40	54
経費	5	3	3	3	3
経常利益	△ 729	△ 133	550	249	485

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別損失	0	0	0	340	0
その他特別損失				340	0
当年度純利益	△ 729	△ 133	550	△ 91	485
前年度繰越欠損金	388	905	1,250	700	791
その他未処分利益剰余金変動額	△ 212	212	0	0	0
当年度未処理欠損金	905	1,250	700	791	306

出典:岐阜市民病院事業決算書(平成30年度~令和4年度) △はマイナス

## 給与費の内訳科目別増減表

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
給与費	10,113	10,028	△ 85	-0.8%
(給料)	4,029	4,073	44	1.1%
医師給	957	961	3	0.4%
看護師給	1,943	1,934	△ 9	-0.5%
医療技術員給	615	648	33	5.3%
事務員給	384	402	18	4.7%
現業員給	129	127	△ 2	-1.2%
(手当)	3,393	3,296	△ 98	-2.9%
医師手当	1,449	1,301	△ 148	-10.2%
看護師手当	1,365	1,386	21	1.5%
医療技術員手当	408	424	16	3.9%
事務員手当	153	166	13	8.8%
現業員手当	19	19	△ 0	-0.3%
賞与引当金繰入額	665	650	△ 14	-2.2%
報酬	0	0	△ 0	-38.2%
法定福利費	1,362	1,363	1	0.1%
退職給付費	618	603	△ 14	-2.3%
児童手当	46	42	△ 4	-7.7%

材料費の内訳科目別増減表

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
材料費	6,552	6,615	62	1.0%
薬品費	4,692	4,838	147	3.1%
診療材料費	1,838	1,755	△ 82	-4.5%
給食材料費	20	17	△ 2	-12.6%
医療消耗備品費	3	4	1	18.4%

経費の内訳科目別増減表

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
経費	3,149	3,414	265	8.4%
厚生福利費	16	16	△ 0	-0.4%
報償費	231	223	△ 8	-3.6%
旅費交通費	0	0	0	299.6%
被服費	13	14	1	4.1%
消耗品費	81	87	6	7.3%
消耗備品費	9	10	1	14.7%
光熱水費	248	417	169	68.1%
燃料費	0	0	0	7.0%
食糧費	2	2	0	0.9%
印刷製本費	7	8	0	6.6%
修繕費	71	99	28	39.0%
保険料	24	32	8	30.9%
賃借料	175	184	9	5.0%
通信運搬費	25	25	△ 1	-2.6%
委託料	2,052	2,092	40	1.9%
公課費	0	0	△ 0	-72.8%
諸会費	3	3	0	0.1%
就職準備貸付金	6	7	1	16.1%
貸倒引当金繰入額	19	25	6	30.2%
雑費	164	171	7	4.2%

減価償却費の内訳科目別増減表

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
減価償却費	1,519	1,333	△ 186	-12.3%
建物減価償却費	678	685	7	1.0%
構築物減価償却費	0	0	0	0.0%
器械備品減価償却費	841	648	△ 193	-22.9%



### 第3 外部監査の結果

指摘及び意見は、以下のとおりである。指摘4個、意見28個となった。

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
1	総合	54		●	<p>&lt;病院事業試算表対比表概要による報告について&gt;</p> <p>病院では、毎月1回開催される病院運営会議で前月分MONTHLYREPORT及び岐阜市病院事業試算表対比表概要を報告している。</p> <p>岐阜市病院事業試算表対比表概要に記載されている内容は、会議前月までの損益累計額等、前年度及び前々年度同月時点の損益累計額等、対前年度比増減額、対前々年度比増減額である。その他の収益情報として、各年度前月まで累計の延入院患者数、新規入院患者数、1人当たり入院単価、延外来患者数、1人当たり外来単価を報告しており、費用情報として、給与費、材料費(薬品費・診療材料費別)、経費等を報告している。その他の情報として、新型コロナウイルス感染症対応関連情報がある。</p> <p>上記の情報及び報告について、次の点から経営成績管理についての分析が不十分であると考えられる。</p> <p>① 収益・費用比較以外の情報は、月次推移、前年同月比較あるいは累計比較による増減額、増減率は把握できるものの増減額の原因分析等の記載はない。</p> <p>② 収益・費用比較には、病院全体の収益及び費用について、前年度及び当年度の月次比較をした結果が記載されているが、例えば、人件費の増減要因として、6月及び12月の「期末勤勉手当」など、毎年度定例的に発生する要因の記載も</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					<p>ない。</p> <p>③ 報告事項は収益・費用比較にとどまり、重要な固定資産の取得、患者負担分未収金残高等の貸借対照表項目についての記載はない。</p> <p>分析が不十分な事項について質問及び関連資料等の閲覧を実施したところ、電子カルテに補足情報があること及び令和5年度よりカラー資料等を用い、補足事項等を口頭で説明している等、わかりやすい報告に心掛けているとのことであった。</p> <p>今後は、増減分析等を含めた報告と病院経営に重要な影響を及ぼす貸借対照表項目についても報告をすることが望ましい。</p> <p>【病院財務課・総合企画室】</p>
2	総合	54 55		●	<p>&lt;診療科別患者数及び収益の分析について&gt;</p> <p>入院収益について令和3年度と令和4年度を比較すると、全体の金額はほぼ横ばいとなっているが、診療科ごとで見ると増減が顕著な診療科が散見される。また、令和4年度の患者数は令和3年度に比し約11,000人減少しているが、入院診療単価は、8割以上の診療科で増加している。</p> <p>病院全体の入院収益は減少していないものの、診療科ごとでは収益、患者数、入院診療単価とも増減していることから、定量的及び定性的な要因を把握し、増減要因の分析を継続的に実施することが望ましい。【病院財務課・医事課・総合企画室】</p>
3	総合	55 56		●	<p>&lt;診療科別の費用の分析について&gt;</p> <p>外来・入院とも診療科別の収益の把握はできていた。一方、費用に関する資料について関連資料を確認したところ、令和3年度は変動費を各診療科毎に把握し、限界利益を算出、固定費を配賦して診療科別利益</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					<p>を算出していたが、病院全体の収益情報については公表されている決算書の数値と整合性が取れていなかった。</p> <p>管理会計資料は公表事項ではないが、期末時点においては、確定した決算書との整合性が保たれるようにすることが望ましい。</p> <p>令和4年度の診療科別費用及び収益の把握について聞き取りを実施したところ、原価計算システムを導入しているが、管理が複雑な費用（人件費等）があるため、システム会社と協力して対応中であり、令和5年度中に方向性を決定できるよう最適な方法を模索中とのことである。</p> <p>原価計算の概念には、収益に対応して増減する費用（以下「変動費」という。）と収益に対応せず一定額発生する費用（以下「固定費」という。）があり、固定費の配賦方法や配賦基準の決定は、組織全体で十分な議論が必要な論点である。</p> <p>一般に診療科別原価計算の按分配賦は、一定の仮定に基づく配賦率等に基づいて計算されることから、仮定が実態に即していない場合に正確な数値は算出できないため、現時点においても最適な方法を模索中であり、原価計算が困難であるとした当該理由に一定の合理性は認められる。</p> <p>しかし、費用発生の現状把握ができておらず、病院全体の損益の発生原因を明確にするために、診療科及び部門（以下「診療科等」という。）で発生した費用についても、病院全体で前年同月比較あるいは累計比較を行うのみならず、増減が著しい診療科等について、その原因分析が必要と考える。</p> <p>具体的には、変動費の把握ができる場合</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					は、変動費のみによる原価計算から取り組み、固定費は病院全体で回収可能かどうかを分析し、導入した原価計算システムを稼働するよう早期の改善が望ましい。【病院財務課・医事課・総合企画室】
4	総合	56 57		●	<p>&lt;医療機器等固定資産取得に関する購入・稼働について&gt;</p> <p>医療機器取得後の稼働状況について聞き取りにより確認したところ、現場担当者が確認しているとの回答を得たが、重要性の観点から、現場担当者以外の者も稼働管理すべき医療機器を特定し、稼働目標を設定してその目標に対する実績を把握し、取得した医療機器が当初の予定どおりに稼働しているかどうかを検証することが望ましい。【病院財務課】</p>
5	総合	60 61		●	<p>&lt;令和6年度からの改正労働基準法適用について&gt;</p> <p>病院では、医師労働時間短縮計画を策定し、地域医療の確保のために対象医師を選定してB水準の申請を行っている。</p> <p>短縮計画では、労働時間短縮に向けた取り組み、医師の業務の見直し、その他の勤務環境改善等の実績・取り組み目標が記載されているが、医療従事者、とりわけ医師の長時間労働は過去からの病院事業の大きな課題であると考えられることから、短縮計画に記載した取り組み目標はもちろんのこと、法の趣旨に則り、病院に従事するすべての職員が「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワークライフバランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現できるようにすることが望まれる。【病院政策課】</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
6	出納管理	70	●		<p>&lt;現金の残高管理について&gt;</p> <p>令和5年3月末時点の病院事業会計に係る現金残高は4,700,393円であった。当該現金の实在性について確認できる証憑を医事課及び病院施設課に求めたところ、未作成との回答を得た。</p> <p>現金残高については、その時点での实在性を確認できる証憑として、取り扱い場所単位で金種表等を作成し、実在する現金残高と財務諸表における現金残高とが一致していることを明示することが必要である。【医事課・病院施設課】</p>
7	出納管理	70		●	<p>&lt;資金前渡職員口座の管理について&gt;</p> <p>前渡金の内、月末未使用分は、病院会計内の預金口座に戻すこととなっていたが、3月31日付で処理すべき業務が多く、処理を失念した。結果、未収入金残高として計上されていた。</p> <p>決算確定に当たり各部署に必要となる業務を一覧化し、実行の都度消し込むなどの対応が望ましい。【医事課】</p>
8	出納管理	71	●		<p>&lt;長期未回収債権の整理について&gt;</p> <p>令和5年3月末時点のその他未収入金の内905,214円が、長期未回収のまま残っている。これは、平成19年の税務調査で指摘を受けた所得税追徴課税分であり、追徴分につき個人負担分も合わせて病院事業会計から支払ったものである。その後、当該個人に請求するなどして、回収を進めていたが、本人宛所不明により未回収となっているとのことである。</p> <p>これについては、発生時からの経過期間を鑑みると回収可能性が乏しいと考えられることから債権放棄により整理することも必要である。【病院政策課】</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
9	医業収益 (診療報酬)	75		●	<p>&lt;レセプト不備等による返戻通知の防止策等について&gt;</p> <p>レセプト点検システムを使用しエラーを検出、検出したエラーを修正したレセプトを保険者に提出している。また、人的点検により返戻の可能性が高いレセプトには症状詳記を添付して提出している。しかし、令和4年度の月平均返戻額は1億円超となっており、年間保険診療分の概ね6.8%程度となっている。</p> <p>返戻分はレセプトを修正し、毎月の保険者請求のタイミングで再審査請求を実施しているとのことであるが、本来、速やかに再審査請求を行うべきであるものの、過年度分の請求及び再審査請求が集中する月も散見された。返戻通知の到着後は速やかに再審査請求事務を実施することが望ましい。【医事課】</p>
10	医業収益 (診療報酬)	75 76		●	<p>&lt;保留債権にかかる未収金の計上について&gt;</p> <p>返戻レセプトは、内容の不備等（主に病名不備）を調査修正して、後日、通常のレセプト提出のタイミングで保険者等に再提出されるが、調査修正に時間を要する等の理由により、返戻された月の翌月期限までに再提出できず保留となっている場合がある。</p> <p>返戻レセプトについては、再度保険者に請求をする際にも資産及び収益として計上されるため、資産及び収益の重複を回避することを理由に、返戻時点でいったん医業収益と医業未収金の取消処理を行い、再審査請求をした時点で医業収益及び医業未収金への再計上をしている。また、保留とした診療報酬は、請求額が決定していないことから、医業収益として計上せず、請</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					<p>求時に収益計上を行っている。</p> <p>しかし、返戻を受けた場合であっても、再審査請求が不可能なものを除き、後日、通常のレセプトと併せて保険者等へ再度請求することとなるため、診療報酬請求債権自体は消滅していないと考えられることから、医業収益及び医業未収金の取消処理ではなく、再審査請求時に差額調整をする運用とすることが望ましい。【医事課】</p>
11	債権管理	80 81		●	<p>&lt;延滞債権回収（患者負担分）について&gt;</p> <p>病院の督促状に同封される納付書等は金融機関窓口のみで使用できる用紙であり、延滞債権が回収できない一要因となっていることは否定できないと考える。昨今の市税等の納付は、コンビニエンスストア利用やパソコン・スマートフォンからQRコード決済可能なものまで多様化しており、患者の利便性を勘案して支払方法を多数から選択可能とし、延滞債権及び不納欠損金の減少に貢献することが望ましい。</p> <p>【医事課】</p>
12	債権管理	81 82		●	<p>&lt;診療報酬請求額と入金額の差異管理（公費負担・保険者請求分）について&gt;</p> <p>病院では、保険者請求分について、入金月ごとの保険請求増減集計表を作成、管理しているとのことであり、当該集計表を閲覧したところ、各月保険者別の減額のみ記載にとどまっていた。</p> <p>一般的な債権管理の観点からは、①債権額（請求額）、②入金額、③未入金額の情報等は最低限必須であるが、現状の集計表では月ごとの減額総額を把握するにとどまり、債権管理表としては不十分であると思案されるため、早急に改善することが望ましい。【医事課】</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
13	固定資産 管理	83 84		●	<p>&lt;固定資産（ソフトウェア）の範囲について&gt;</p> <p>病院事業にて使用する各種医療装置について、その特定の機能を発揮するためのプログラムについては、機器組込みソフトウェアとも考えられるが、幅広いアプリケーションを作動させて汎用的な機能を実現するものは単独のソフトウェアと考える。</p> <p>病院事業において使用されているシステムは90種類に及ぶことから、現有システムの内容及び機能を再確認し、汎用型のものは別途無形固定資産として計上することも必要と考える。取得したシステムの内容及び機能に応じて会計処理を行うことが望ましい。【病院財務課】</p>
14	固定資産 管理	92	●		<p>&lt;固定資産管理のシステム化について&gt;</p> <p>病院事業において固定資産管理は重要な項目と考えられ、システム化することが必要である。</p> <p>これについては、財務会計システム内に固定資産管理機能は実装されているが、必要な機能が不足していることから、Excelで管理をしているとのことである。</p> <p>ただし、表計算ソフトでは、多数のデータを扱うと数式入力漏れ、転記誤りなどが生じやすく、ファイルの中身や使い方を知っている担当者が限定されてしまうことが考えられることから、早急にシステム化を行うことが必要である。【病院財務課】</p>
15	契約管理	96 97 98		●	<p>&lt;病院給食業務委託の業者選定方法について&gt; ※1</p> <p>岐阜市プロポーザル方式ガイドラインでは、審査結果を評価項目ごとの点数及び合計点を情報公開として岐阜市ホームページに公表することとなっているが、当該</p>



番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					<p>契約に係る公表事項は合計点のみの公表となっている。公表していない理由を確認したところ、前例に基づき公表していないとのことであった。</p> <p>今後は前例にとらわれることなく、ガイドラインに沿った審査結果を公表するよう努めることが望ましい。【病院施設課】</p>
16	契約管理	96 97 98		●	<p>&lt;病院給食業務委託の業者選定方法について&gt;※2</p> <p>過去2期契約期間に最終的に応募があったのが、1社のみであり、実質的には競争性が確保されているとは言い難い結果となっている。病院として、業者参入の間口を広げるため、仕様等の見直し及び業者への参考意見の聞き取りをしたうえで、「業務主任者の資格要件の緩和」、「食材購入金額の市内割合の緩和」を行ったとのことであるが、このような結果を踏まえると、公募型プロポーザル方式の基本原則にあるように、より多くの事業者が参加できるよう今一度必要不可欠な参加条件を検討することが望ましい。【病院施設課】</p>
17	契約管理	101 102		●	<p>&lt;医療事務等業務委託の業者選定方法について&gt;</p> <p>岐阜市プロポーザル方式ガイドラインでは、審査結果を評価項目ごとの点数及び合計点を情報公開として岐阜市ホームページに公表することとなっているが、当該契約に係る公表事項は合計点のみの公表となっている。公表していない理由を確認したところ、前例に基づき公表していないとのことであった。</p> <p>今後は前例にとらわれることなく、ガイドラインに沿った審査結果を公表するよう努めることが望ましい。【医事課】</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
18	契約管理	106 107		●	<p>&lt;中央材料室滅菌業務委託の業者選定方法について&gt;</p> <p>中央材料室滅菌業務委託契約が、過去4期とも4月～5月までは随意契約、6月～翌年3月(期末)までは指名競争入札となっている理由について、質問等により確認したところ、中央材料室滅菌業務委託の業務実施には、一定の準備期間(人員確保、研修等の期間)が必要であり、その日数の確保が困難であるため、3月までの受注業者と随意契約により契約をし、その後指名競争入札により最も安価な業者と契約をしているためとのことである。</p> <p>なお、指名競争入札では、日本ステリ株式会社のほか2社の入札があり、日本ステリ株式会社が最も安価な入札額であることを関連資料の閲覧により確認した。</p> <p>年度初め2か月は随意契約、残りの10か月は指名競争入札の理由に一定の合理性はあるものの、契約行為が2回となるのは病院及び受注業者の事務負担にもつながり、業務の有効性及び効率性が損なわれる可能性は否定できないことも考えられる。</p> <p>地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17により定められた岐阜市長期継続契約に関する条例第2条第2号により長期継続契約を締結することができる契約についての規定があり、その対象業務について岐阜市長期継続契約事務処理要領第2条第2項の規定もあることから、長期継続契約への移行を検討することが望ましい。【病院施設課】</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
19	契約管理	112		●	<p>&lt; 臨床検査業務委託の請求管理について &gt;</p> <p>臨床検査業務委託の「業務委託契約書」には、受託者の義務として委託業務が完了したときは、委託者に対し、速やかにその結果を所定の様式により報告することが求められている。また、検査料は、1か月ごとに締め切り、委託者に契約単価に従った委託料の請求を行うことになっている。</p> <p>病院では、検査業務の報告内容は一覧化したデータで納品されている。検査料の支払いに当たっては、納品されたデータと項目別内訳書（請求明細）を紙ベースで突合している。</p> <p>検査業務の報告内容が請求明細と相違がないかどうか突合していることは評価できるが、検査業務が一覧化したデータで納品されているのであれば、支払時の突合等を紙ベースで実施することは、事務の有効性及び効率性を非常に損なうことが危惧される。そのため、検査システムを活用して、納品された検査データの内容と請求書との照合（データベース）が可能となるよう検討を行うことが望ましい。【病院施設課】</p>
20	契約管理	112 113 114		●	<p>&lt; 臨床検査業務委託の業者選定方法について &gt;</p> <p>長期の随意契約の場合、競争性や公平性の確保が満たされないのではないかを危惧するものの、一者随意契約の理由にもあるように、高品質の医療提供のためであれば止むを得ない部分もあるが、単価契約時には毎年度単価の見直し等をし、適正な単価での契約をすることが望ましい。【病院施設課】</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
21	契約管理	118		●	<p>&lt;病院の経営改善及び病院運営に対する支援・指導業務委託の管理について&gt;</p> <p>当委託契約は、病院の経営改善及び病院運営に対する支援・指導業務を委託するものであり、その委託内容は、病院を取り巻く様々な環境の変化に対応し、病院の健全な経営と質の高い医療サービスの提供を両立させ、経営基盤を強化していくため経営の改善及び病院運営全般について支援・指導を受けるものである。</p> <p>受託者は、委託業務の実施に当たり、仕様書に基づいて毎月の業務の実施に係る報告書を提出することになっているが、業務の実施に係る報告書については、令和4年4月～令和5年3月の関連資料等を閲覧したところ、関連資料には委託業者が病院へ訪問した日時、面談者、会議・委員会出席等の記録はあるものの、面談時の面談記録は記載されていなかった。仕様書に基づき報告書等の整備が望ましい。【総合企画室】</p>
22	契約管理	119 120		●	<p>&lt;病院の経営改善及び病院運営に対する支援・指導業務委託の業者選定方法について&gt;</p> <p>当業務委託は一定以上の知識や経験を有する専門家等の助言及び指導を求めるものであり、特殊性を有する案件もあることから、業者選定が困難だと思われるが、業者選定の公平性・競争性の担保や経営改善効果について既存業者とは異なる新たな視点の発見、同業他社の参入機会の確保の観点から、業者選定の方法を検討することが望ましい。【総合企画室】</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
23	薬品、診療材料の購買・払出・在庫管理	125		●	<p>&lt;薬品及び診療材料単価契約・随意契約管理について&gt;</p> <p>病院では、手書きによる契約番号簿を各年度ごとに作成している。当該資料に記載されている項目は、契約月日、件名、契約相手方、連絡先等、病院担当者である。契約種別、契約期間、契約金額、進捗管理等を記載した台帳等については、各担当者が必要に応じて業務に即した管理ファイルを作成しているとの回答であった。</p> <p>当該方法では薬品及び診療材料等の購買管理等が属人的になること、主担当者不在又は担当者異動の際に、引継ぎが十分できないことが懸念されることから、契約管理簿のデータによる作成・担当課での情報共有等を勘案して契約管理を実施することが望ましい。【病院財務課】</p>
24	薬品、診療材料の購買・払出・在庫管理	125		●	<p>&lt;診療材料の在庫管理について&gt;</p> <p>当該委託契約書仕様書によると、在庫管理について「毎月院内サプライセンターのたな卸を行うこと」と定められている。委託業者から病院への報告は、報告会を毎月開催しており、差異があった品目については報告書の提出を求め、委託業者と病院担当者が差異品目を突合し、差異が生じた原因を確認しているとのことである。</p> <p>報告内容が適切かどうか、差異が生じた原因の解決策等の実施状況等はどうかが不明であり、院内サプライセンター内の診療在庫管理については SPD 委託業者で完結している可能性が高く、在庫管理に関して岐阜市民病院の牽制が働かない仕組みとなっている恐れがあるため、牽制が働く仕組みを構築することが望ましい。【病院財務課】</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
25	薬品、診療材料の購買・払出・在庫管理	126		●	<p>&lt;たな卸マニュアル等の整備について&gt;</p> <p>企業会計規程第 87 条において、毎事業年度少なくとも年 1 回の実地たな卸の実施が定められており、薬品について「棚卸実施マニュアル」が作成されている。</p> <p>当該資料には、事前準備に係る事項、実施内容に係る事項、集計・回収に係る事項、差異の原因追及に係る事項等と、当日の注意事項、簡単なタイムスケジュール、担当分担等が記載されているが、詳細なタイムスケジュール一覧やロケーションマップが整備されていない。</p> <p>たな卸時は、当該資料を基礎としてたな卸が実施されているとのことであるが、たな卸漏れや担当者ごとの実施方法や認識に齟齬が生じないように、網羅的、画一的なたな卸実施のために詳細なたな卸マニュアルの整備を行うことが望ましい。【病院財務課】</p>
26	人件費・労務管理	131		●	<p>&lt;賞与引当金について&gt;</p> <p>病院では、翌年度 6 月支給予定の期末勤勉手当に係る当期発生分について、賞与支給対象期間である 12 月から 3 月までの 4 か月分を賞与引当金として計上しているが、当該金額は当初予算額から変更のない金額となっている。</p> <p>引当金の金額をどのように決定するかについて、現行制度上、企業会計においても統一的なルール及び具体的な算定方法は定められていない。そのため、実務においては引当金計上時点の入手可能な情報に基づき、合理的かつ適正な見積りを行うことが求められているといえる。</p> <p>病院の現在の計上方法によると、当年度予算策定時点における見積りに基づく賞与引当金を計上していることとなり、期末</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					<p>時点の合理的かつ適正な見積りに基づく賞与引当金とは言い難いものとなっていると考えられる。</p> <p>当年度予算策定時点では職員の退職等による賞与引当金減少の見積等は困難と考えられるが、過去の期中退職人数の実績等をベースとする等、可能な限り実績値と乖離することのないよう、また、適正な損益計算及び負債の計上等の観点から期末における最善の見積りに基づく会計処理をすることが望ましい。【病院財務課】</p>
27	一般会計負担金	139		●	<p>&lt;一般会計負担金の算定根拠の見直しについて&gt;</p> <p>一般会計負担金の算定に当たっては、負担金項目ごとに計算式や基準となる指標等が定められている。これらの計算式や指標には一定の合理性が認められるものの、長年にわたって同様の計算式を使用しているケース（第5-11 救急医療の確保に要する経費他）が多く、また指標自体が更新されないために毎年同額を計上しているケース（第5-8 リハビリテーション医療に要する経費、第5-10 小児医療に要する経費、第5-12 高度医療に要する経費）も見受けられた。</p> <p>一般会計負担金については、年間で約1,160百万円が市の一般会計から支出されており、質的・量的にも重要性の高いものである。</p> <p>そのため、負担額の算定方法については毎年検討を行い、過去に定めた計算方法や指標が現状に合わない場合は見直しも含めた対応を行うことが望ましい。【病院財務課】</p>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
28	地方公営企業 会計	141		●	<p>&lt; 医業未収金残高に保険者請求分を含めることについて &gt;</p> <p>医業未収金残高は、患者負担分未収金と保険者等へ請求した未収金の合計額であるが、保険者等へ請求する医業未収金は原則として回収が確実である。</p> <p>したがって、不納欠損率算定に際しては、患者負担分未収金額を基礎とし、貸倒引当金額算定も患者負担分未収金に不納欠損率を乗じる方法も検討されたい。【病院財務課・医事課】</p>
29	地方公営企業 会計	141 142		●	<p>&lt; 債権区分による貸倒引当金算定について &gt;</p> <p>病院では、弁護士へ回収を依頼している患者負担分未収金は令和 4 年度末で 80,041,334 円となっている。当該金額の中には、発生から一定期間が経過し弁護士の督促後も未収となっている金額も含まれている。そのため、貸倒引当金算出時には、患者負担分未収金を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権に区分し、各区分ごとに貸倒引当金を算定することが望ましい。【病院財務課】</p>
30	地方公営企業 会計	144 145	●		<p>&lt; 就職準備貸付金の費用計上のタイミングについて &gt;</p> <p>看護職員就職準備資金については、貸付けを行った年度に全額を損益計算書で費用計上するのではなく、免除に応じて費用計上を行ったうえで、期末に残存している債権については貸付金等の科目で貸借対照表に表示すべきである。【病院財務課】</p>
31	地方公営企業 会計	147		●	<p>&lt; 退職給付引当金積立状況の確認について &gt;</p> <p>現状の退職給付引当金計算は、平成 26 年度に把握された引当不足の解消を目標としたものとして一定の合理性はあると</p>



番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					考えられる。ただし、企業会計規程では期末自己都合要支給額を引き当てるものとしていることから、平成 26 年度の引当不足を規則的に解消してきた現在の期末残高と各年度末の自己都合要支給額を元に計算した退職給付引当金残高とを比較し、重要な差異が生じていないか確認することが望まれる。【病院財務課】
32	情報管理	148 149 150		●	<p>&lt;PC 端末や USB メモリ等の管理状況について&gt;</p> <p>病院で購入した PC や USB メモリについては「医療情報システム情報セキュリティ実施手順書」の対象となっており、同手順書に記載されているとおりソフトウェアの導入や院内ネットワークへのアクセスに関しては制限が設けられている。</p> <p>一方個人で購入した PC や USB メモリについては手順書の対象外となっており、厳密なセキュリティ対策は行われていない。仮に個人で購入した PC がランサムウェア等に感染した場合、そこに保管されている病院に関するデータが外部に流出する可能性がある。また、セキュリティの低い USB メモリなどを介して病院システムが被害を受ける恐れもある。</p> <p>したがって、個人で購入した PC や USB メモリにつき、院内で使用し病院のデータを扱うのであれば、持込管理やセキュリティ周知等の対策強化も検討することが望ましい。【医療情報室】</p>

なお、本報告書に記述している「指摘」及び「意見」は、以下のとおりである。

「指摘」とは、財務に関する事務の執行において①法令・条例・規則等に抵触するもの、②有効性・効率性・経済性の観点から著しく問題があるもので改善を求めるものである。

「意見」とは、①「指摘」には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの、②その他改善が望ましいものをいう。